参考資料等

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和３年３月厚生労働省・環境省）
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

「アスベストモニタリングマニュアル（第４．２版）」（環境省）
http://www.env.go.jp/press/110784.html

建築物石綿含有建材調査者講習（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

「目で見るアスベスト建材（第２版）」（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf

石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）
https://www.asbestos-database.jp/

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）（環境省）
http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html

建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿繊維飛散防止処理技術指針（国立研究開発法人　建築研究所　他）
https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/171/5.pdf

アスベスト（石綿）関連情報（札幌市）
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/index.html

大気汚染防止法の改正について（令和３年４月１日以降に順次施行）（札幌市）
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/oshirase/kaisei6.html

札幌市生活環境の確保に関する条例等の改正について（アスベスト（石綿）関係分）（令和３年４月１日施行）（札幌市）
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/oshirase/kaisei4.html

大気汚染防止法（抄）

昭和43年法律第97号
（令和2年法律第39号による改正）

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、工場及び事業場における　事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）
第二条　略
７　この法律において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

８　この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

11　この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

１２　この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

第二章の三　粉じんに関する規制
（特定粉じん排出等作業の作業基準）
第十八条の十四　特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

（解体等工事に係る調査及び説明等）
第十八条の十五　建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負つた解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負つた者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
一　当該調査の結果
二　当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項
　イ　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
　ロ　特定粉じん排出等作業の種類
　ハ　特定粉じん排出等作業の実施の期間
　ニ　特定粉じん排出等作業の方法
三　当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項
　イ　前号に掲げる事項
　ロ　前号ニに掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
四　前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

２　解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

３　解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

４　解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

５　解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

６　解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定工事の発注者等の配慮等)
第十八条の十六　特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

２　前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部(特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。)を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負つた他の者(その請け負つた特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。)が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

３　特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負つた特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)
第十八条の十七　特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの(以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。)の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一　当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　当該届出対象特定工事の場所
三　当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
四　当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号ロからニまで及び第三号ロに掲げる事項

２　災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

３　前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)
第十八条の十八　都道府県知事は、前条第一項の規定による届出(第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限る。)があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

２　都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定建築材料の除去等の方法)
第十八条の十九　届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置(第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。)を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。
一　当該特定建築材料の建築物等からの除去　次に掲げる方法
イ　当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法
ロ　当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
ハ　ロに準ずるものとして環境省令で定める方法
二　当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理　当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

(作業基準の遵守義務)
第十八条の二十　特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)
第十八条の二十一　都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を

遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

（下請負人に対する元請業者の指導）
第十八条の二十二　特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

（特定粉じん排出等作業の結果の報告等）
第十八条の二十三　特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

２　特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第六章　罰則
第三十三条　第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の三十一又は第十八条の三十四第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反したとき。
二　第十七条第三項、第十八条の四、第十八条の十八、第十八条の二十一又は第二十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

２　過失により、前項第一号の罪を犯した場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第六条第一項、第八条第一項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項、第十八条の十七第一項、第十八条の二十八第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二　第十五条第二項又は第十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
三　第十八条の十九の規定に違反したとき。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第七条第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項、第十八条の七第一項又は第十八条の二十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二　第十条第一項、第十七条の九、第十八条の九又は第十八条の三十二の規定に違反したとき。
三　第十六条又は第十八条の三十五の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。
四　第十八条の十五第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五　第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条　第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の十七第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

大気汚染防止法施行令（抄）

昭和43年政令第329号
（令和2年政令第304号による改正）

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項〔現行＝二条二項＝昭和四五年一二月法律一三四号により改正〕、第五項〔昭和四五年一二月法律一三四号により全部改正〕及び第六項〔現行＝一六項＝平成元年六月法律三三号・八年五月三二号・一六年五月五六号・二七年六月四一号により改正〕、第三条第一項〔昭和四五年一二月法律一三四号により委任規定削除〕、第二十二条〔昭和四五年六月法律一〇八号により削除〕、第二十六条第一項並びに第三十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（特定粉じん）
第二条の四　法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。

（特定建築材料）
第三条の三　法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料とする。

（特定粉じん排出等作業）
第三条の四　法第二条第十一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。
一　特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
二　特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）
第十条の二　法第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

大気汚染防止法施行規則（抄）

昭和46年厚生省・通商産業省令第1号
（令和2年環境省令第25号による改正）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づき、及び同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則（昭和四十三年厚生省／通商産業省令第二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（用語）
第一条　この省令で使用する用語は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。）及び大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）
第十条の四　法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。

２　法第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
二　特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
三　特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
四　下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（届出書の提出部数等）
第十三条　法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

４　二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

（フレキシブルディスクによる手続）
第十三条の二　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。
一　様式第一（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
二　様式第二の二（別紙一及び別紙二を含む。）による届出書
三　様式第三（別紙一から別紙四までを含む。）による届出書
四　様式第三の二（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
五　様式第三の四による報告書
六　様式第三の五による届出書
七　様式第三の六（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
八　様式第四による届出書
九　様式第五による届出書
十　様式第六による届出書

２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第十三条第一項の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第六の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を届け出ることにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）
第十三条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十三条の四　第十三条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五
三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一
２　第十三条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第十三条の五　第十三条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
二　届出年月日

（作業基準）
第十六条の四　石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。
一　特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前

に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
イ　特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ロ　特定工事の場所
ハ　特定粉じん排出等作業の種類
ニ　特定粉じん排出等作業の実施の期間
ホ　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
ヘ　特定粉じん排出等作業の方法
ト　第十条の四第二項各号に掲げる事項
二　特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
イ　長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。
ロ　次に掲げる事項を表示したものであること。
⑴　特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
⑵　当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日及び届出先
⑶　第十条の四第二項第三号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項
三　特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄ハ、二、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。
四　特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
五　特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。
六　前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（解体等工事に係る調査の方法）
第十六条の五　法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。
一　設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次に掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、この限りではない。
イ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等（ロからホまでに掲げるものを除く。）
ロ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この号において同じ。）であつて、平成十九年十月一日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
ハ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成二十一年四月一日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
ニ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成二十三年三月一日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
ホ　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成二十四年三月一日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
二　建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査（前号ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。
三　第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。

（解体等工事に係る説明の時期）
第十六条の六　法第十八条の十五第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から

十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

（解体等工事に係る説明の事項）

第十六条の七　法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十八条の十五第一項又は第四項の規定による調査（以下「事前調査」という。）を終了した年月日

二　事前調査の方法

三　第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項

四　解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、第十条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項

五　解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、第十条の四第二項各号に掲げる事項

（解体等工事に係る調査に関する記録等）

第十六条の八　法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。）について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

一　解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　解体等工事の場所

三　解体等工事の名称及び概要

四　前条第一号及び第二号に掲げる事項

五　解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号ロからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日）

六　解体等工事に係る建築物等の概要

七　解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分

八　第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名

九　分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

十　解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及びその根拠

２　第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、前項の記録を、前項第八号に規定する者が第十六条の五第二号に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

３　法第十八条の十五第三項に規定する書面の写しは、解体等工事が終了した日から三年間保存するものとする。

（解体等工事に係る掲示の方法）

第十六条の九　法第十八条の十五第五項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第十六条の十　法第十八条の十五第五項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　第十六条の七第一号及び第二号に掲げる事項

三　解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

（解体等工事に係る調査の結果の報告）

第十六条の十一　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一　建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの

二　建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が百万円以上であるもの

三　工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

２　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項（第十六条の七第三号並びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

一　解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項

三　解体等工事の実施の期間

四　解体等工事が前項第一号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計
五　解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額
六　解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類
七　前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要

３　建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、第一項の規定を適用する。

４　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第三の四による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。

（下請負人に対する説明の事項）
第十六条の十二　法第十八条の十六第三項に規定する環境省令で定める事項は、第十条の四第二項第二号及び第十六条の四第一号ハからホまでに掲げる事項とする。

（集じん・排気装置）
第十六条の十三　法第十八条の十九第一号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けたものとする。

（隔離等の方法に準ずる方法）
第十六条の十四　法第十八条の十九第一号ハの環境省令で定める方法は、同号ロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法とする。

（被覆又は固着の方法）
第十六条の十五　法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の十三に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

（特定粉じん排出等作業の結果の報告等）
第十六条の十六　法第十八条の二十三第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　特定粉じん排出等作業が完了した年月日
二　特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
三　第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

２　法第十八条の二十三第一項に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを同項に規定する書面の写し及び第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。
一　第十条の四第二項第三号及び第四号並びに第十六条の四第一号イからハまでに掲げる事項
二　特定粉じん排出等作業を実施した期間
三　特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）
イ　第十六条の四第五号に規定する確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行つた者の氏名
ロ　別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに同表の六の項下欄イ及びハの作業を行つたときは、同表の一の項下欄ハ、二、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行つた者の氏名

（特定粉じん排出等作業に関する記録）
第十六条の十七　法第十八条の二十三第二項に規定する記録は、前条第二項各号に掲げる事項について作成し、特定工事が終了した日から三年間、これを第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（同号ただし書の規定により、解体等工事の自主施工者である個人が自ら当該確認を行つた場合を除く。）とともに保存するものとする。

別表第七（第十六条の四関係）

一　令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）
　次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
イ　特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔

離に当たつては、作業場の出入口に前室を設置すること。

ロ　作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Ｚ八一二二に定めるＨＥＰＡフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

ハ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

二　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ホ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ヘ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ト　特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

二　令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

ロ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ　特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

三　令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ　電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

⑴　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

⑵　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ　特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

四　令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ　特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ　イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ　石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

⑴　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

⑵　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

二　特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

五　令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

六　令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若

しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ　特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。

ロ　特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

ハ　吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

札幌市生活環境の確保に関する条例（抄）

平成14年3月6日札幌市条例第5号
（令和3年3月3日札幌市条例第7号による改正）

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、札幌市環境基本条例（平成７年条例第45号）の理念にのっとり、工場等における事業活動に伴い発生する公害についての規制その他事業活動及び日常生活に伴い生ずる環境への負荷を低減するために必要な事項を定め、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑹　特定粉じん　粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。
⑽　特定粉じん排出等作業　吹付け石綿その他の特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるものが使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
⑾　特定工事　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第２条第12項に規定する特定工事をいう。
⑿　届出対象特定工事　大気汚染防止法第18条の17第１項に規定する届出対象特定工事をいう。

第５章　工場等における公害の防止
第１節　大気の保全に係る規制
第３款　特定粉じん排出等作業の規制
（作業基準の遵守義務）
第51条　届出対象特定工事の元請業者（発注者（解体等工事（建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）若しくは下請負人（元請業者が特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。第57条第２項及び第３項において同じ。）を他の者に請け負わせたときにおける当該他の者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。以下同じ。）又は自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について、大気汚染防止法第18条の14に規定する作業基準のほか、規則で定める作業基準（以下「特定作業基準」という。）を遵守しなければならない。

（特定粉じん排出等作業に係る説明）
第52条　大気汚染防止法第18条の15第１項の規定による調査を行った元請業者は、当該調査に係る工事が届出対象特定工事に該当するときは、同項第３号及び第４号（届出対象特定工事に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、規則で定める書類の記載事項について、当該工事の発注者に対し説明しなければならない。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）
第53条　大気汚染防止法第18条の17第１項及び第２項の規定による届出には、同条第３項に規定する書類のほか、規則で定める書類を添付しなければならない。

（特定粉じん排出等作業の完了の届出）
第54条　大気汚染防止法第18条の17第１項又は第２項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定粉じん排出等作業が完了したときは、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。
⑴　当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
⑵　当該届出対象特定工事の場所
⑶　当該特定粉じん排出等作業の種類
⑷　当該特定粉じん排出等作業の実施の期間
⑸　当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの重量
⑹　排出された特定粉じんを運搬した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
⑺　排出された特定粉じんを処分した施設の名称及び所在地
⑻　その他規則で定める事項

２　前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

（計画変更命令）
第55条　市長は、大気汚染防止法第18条の17第１項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が特定作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

（特定作業基準適合命令等）
第56条　市長は、届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について特定作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について特定作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

（発注者等の配慮等）
第57条　届出対象特定工事の発注者は、当該届出対象特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費

その他当該届出対象特定工事の請負契約に関する事項について、特定作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

２　前項の規定は、届出対象特定工事の元請業者が当該届出対象特定工事の全部又は一部を下請負人に請け負わせるとき及び当該届出対象特定工事の全部又は一部を請け負った下請負人が当該届出対象特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

３　届出対象特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った届出対象特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について、大気汚染防止法第18条の16第３項に規定する事項のほか、規則で定める書類の記載事項を説明しなければならない。

第７章　雑則

（報告の徴収）

第125条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙発生施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、届出対象特定工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人、騒音発生施設を設置している者、指定作業者、商業宣伝を目的として拡声放送を行う者、特定管理化学物質取扱事業者、地下水採取者又は地下掘削工事を施工する者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査等）

第126条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙発生施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは騒音発生施設を設置している者の工場等、届出対象特定工事、指定作業若しくは地下掘削工事の場所、届出対象特定工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場、商業宣伝を目的として拡声放送を行う者の拡声機の設置の場所、特定管理化学物質を取り扱う事業場又は揚水施設の設置の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第８章　罰則

第129条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

⑴　第29条第１項の規定に違反した者

⑵　第50条第１項、第55条、第56条又は第121条第２項の規定による命令に違反した者

２　過失により前項第１号の罪を犯した者は、３月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第131条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

⑴　第31条第１項、第45条第１項、第46条第１項、第47条第１項、第54条、第60条第１項、第61条第１項、第62条第１項、第109条第１項、第110条第１項、第111条第１項又は第118条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

⑵　第34条第１項又は第64条第１項の規定に違反した者

⑶　第125条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

⑷　第126条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則（抄）

平成15年2月3日札幌市規則第4号
（令和3年3月3日札幌市規則第4号による改正）

第１章　総則
（趣旨）
第１条　この規則は、札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）
第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（特定粉じん）
第３条　条例第２条第６号の規則で定める物質は、石綿とする。

第４章　工場等における公害の防止
第１節　大気の保全に係る規制
第３款　特定粉じん排出等作業の規制
（特定作業基準）
第28条　条例第51条の規則で定める作業基準は、別表６のとおりとする。

（特定粉じん排出等作業に係る説明及び実施の届出）
第29条　条例第52条、第53条及び第57条第３項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
⑴　施工管理組織図
⑵　特定粉じんの濃度の測定方法を記載した書面及びその測定箇所を示す図面
⑶　使用機器及び資材の一覧を記載した書面
⑷　特定粉じん等の処理方法を記載した書面

（特定粉じん排出等作業の完了の届出）
第30条　条例第54条第１項の規定による届出は、当該作業が完了した日から60日以内に、特定粉じん排出等作業完了届（様式11）によってしなければならない。

２　前項の届出は、届出書の正本にその写し１通を添えてしなければならない。

３　第54条第１項第８号の規則で定める事項は、次のとおりとする。
⑴　下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
⑵　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の17第１項の政令で定める特定建築材料の種類
⑶　特定粉じんの濃度の測定結果又は粉じんの濃度の測定結果

４　条例第54条第２項の規則で定める書類は、次のとおりとする。
⑴　写真等による特定粉じん排出等作業の作業状況の記録
⑵　産業廃棄物管理票の写し

別表６
１　作業場の出入口における措置に係るもの
作業の対象となる建築物その他の工作物に使用されている吹付け石綿又は石綿含有断熱材等（石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材のうち、吹付け石綿以外のものをいう。以下この項において同じ。）をかき落とし、切断若しくは破砕により除去する作業を行うとき、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み若しくは封じ込め（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）作業を行うとき又は吹付け石綿の封じ込め作業を行うときは、これらの作業（以下この表において「除去等作業」という。）を行う場所（以下この表において「作業場」という。）の出入口に、外部から作業場へ向かう方向順に、更衣室、洗浄室及び前室の３室構造からなる施設を設置し、又はこれと同等以上の効果を有する措置として市長が別に定めるもの（以下この表において「代替措置」という。）を講じた上で行うこと。

２　特定粉じんの濃度の測定に係るもの
作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能及び作業場内の特定粉じんの飛散状況を把握するため、除去等作業中における集じん・排気装置の排気口、更衣室の入口及び作業場の直近の外周並びに除去等作業後に作業場の隔離を解く前における当該作業場内について、市長が別に定める方法により石綿の濃度を測定すること。ただし、代替措置を講じた場合における当該濃度の測定場所は、市長が別に定める場所とする。

３　特定粉じん等の処理に係るもの
⑴　石綿、保護衣等の廃棄物は、特定粉じんの飛散防止のため、その都度湿潤化する等の措置を講じた後、プラスチック袋でこん包し、又は堅固な容器に密封すること。
⑵　プラスチック袋でこん包する場合には、厚さ0.15ミリメートル以上の十分な強度を有する袋で二重に詰め、圧力による破損を防止するため袋内の空気を十分に抜くこと。また、二重詰めに当たっては、高性能真空掃除機を備えた前室で、内袋の外側に付着した石綿を除去した後、外袋をかけること。ただし、代替措置を講じた場合は、市長が別に定める方法により処理を行うことをもってこれに代えることができる。
⑶　外袋又は容器には石綿であることの表示をすること。
⑷　収集・運搬時には袋等の破損に注意して慎重な取扱いを行うとともに、他の廃棄物とは混在させないこと。

令和４年４月13日札幌市告示第1385号

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則（平成１５年規則第４号）別表６　１の項に規定する「３室構造からなる施設と同等以上の効果を有する措置として市長が別に定めるもの」、２の項に規定する「市長が別に定める方法」及び「市長が別に定める場所」並びに３の項第２号に規定する「市長が別に定める方法」を次のとおり定め、令和４年４月24日から施行する。

これに伴い、令和３年３月16日札幌市告示第1584号は廃止する。

令和４年４月13日

札幌市長　秋元 克広

１　１の項に規定する３室構造からなる施設と同等以上の効果を有する措置として市長が別に定めるもの
下記のグローブバッグ工法とする。

１　グローブバッグにより、石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等の除去作業を行おうとする箇所を覆い、密閉する。
　なお、グローブバッグで作業を行おうとする箇所を覆い密閉する前に、あらかじめケレン棒、カッター等の工具をグローブバッグの中に入れておく。
２　グローブバッグは以下の製品を使用する。
・シートの厚さが0.15㎜以上で十分な強度を有するもの
・接着面が容易にはがれないもの
・除去を行う範囲に対し、十分な大きさがあるもの
　また、作業部の床面にプラスチックシート（0.15㎜）を敷く。
３　除去作業を開始する前に、スモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の状況を点検し、漏れがあった場合はふさぐ。
４　石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を除去する前に、これらの材料を湿潤な状態のものとする。
　湿潤化の際は、専用穴から湿潤化のための噴霧用の管を挿入する等して粉じん飛散抑制剤を散布し、除去対象建材に浸透させる。
５　除去作業はカッター等で切断し、ケレン棒、金ブラシ等により剥離・除去する。
６　保温材等の除去後、除去面をよく清掃する。
７　除去作業終了後、密閉を解く前に、取り残しがないことを確認した後、専用穴から噴霧用の管を挿入する等して、石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等の除去面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。
８　除去作業終了後、グローブバッグを取り外すときは、配管等の直下部で、粘着テープ等により袋を閉じ、あらかじめ内部の空気を高性能真空掃除機を用いて排気した後、配管等の上部をカッターで切り、グローブバッグを取り外す。
９　グローブバッグから工具等を持ち出すときは、あらかじめ付着した物を除去し、又は梱包する。
10　万一、グローブバッグの脱落等が生じた場合は、粉じん飛散抑制剤又は水等で素早く湿潤化するとともに、高性能真空掃除機で十分に清掃する。

２　２の項に規定する市長が別に定める方法
アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）（令和４年３月29日、環境省水・大気環境局大気環境課長通知）の「第３部　解体現場等におけるアスベストの測定方法」とする（　同マニュアルの「３．２．３　自動測定器によるリアルタイム測定」、「３．２．４　スクリーニング法（可搬型顕微鏡法）」及び「＜附録＞解体現場等におけるその他迅速な測定方法の紹介」で示されている方法は除く。）。

３　２の項に規定する市長が別に定める場所
下表のとおりとする。

	測定場所	測定時期
1	作業場（グローブバッグ）の直近の外周	除去作業中
2	測定場所１と同じ場所	除去作業後（グローブバッグ取り外し後）

４　３の項に規定する市長が別に定める方法
下記のとおりとする。

　除去作業が終了した後、取り外したグローブバッグは、廃棄物専用袋に入れ（これで二重梱包となる）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第２条の４第５号トに規定する廃石綿等として保管し、処分する。
　湿潤化のために除去前に粉じん飛散抑制剤を含浸させることが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の５第１項第３号ワに規定する埋立処分の基準である「薬剤による安定化」に該当するが、必要に応じてグローブバッグを密封する前に再度飛散抑制剤を散布する。
　なお、使用したグローブバッグは廃棄し、再利用しないこと。

〒060-8611 札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課
電話：011-211-2882
E-Mail：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

最新の情報は札幌市環境局のホームページで確認ください

アスベスト（石綿）関連情報（札幌市）
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/index.html

平成18年９月 作成
令和８年３月 最終改定